

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月18日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(福利厚生)</p> <p>第19条 臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に参加させるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条 <u>削除</u></p>	<p>(福利厚生)</p> <p>第19条 臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に参加させるものとする。<u>ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(給与の特例)</u></p> <p>第20条 <u>平成19年新潟県中越沖地震による被災の状況を考慮して新潟県教育委員会が別に定める職員以外の職員に係る平成20年4月1日から同年5月31日までの間の給料月額、第8条及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められた額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。</u></p>